

## 第2次おおい町総合計画評価委員会設置要綱

平成30年11月19日  
告示第 250 号

改正令和2年4月1日告示第131号

(設置)

第1条 第2次おおい町総合計画（以下「総合計画」という。）に基づき実施した事業を総合計画で定めるまちづくり指標の達成状況等により評価し、効果的な事業の実施並びに実施内容及び実施方法の見直し等に反映させるため、第2次おおい町総合計画評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画に基づき実施した事業効果の客観的な検証に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 評価委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 総合計画の策定時におおい町総合計画審議会委員であった者
- (2) 教育及び福祉関係者
- (3) 産業団体関係者
- (4) 住民代表
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から当該委嘱した日の属する年度末までとし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 評価委員会に委員長を置き、委員が互選する。

(会議)

第6条 評価委員会の会議は、町長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、まちづくり課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長

が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成30年11月20日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第131号）抄  
（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。